出席停止について

下記の病気で、学校保健法第12条に基づく下記基準によって、他の園児にうつるおそれのある間は登園できないことになっています。

出席停止の期間は、下記の通りですから、医師とご相談のうえ、適当な処置をとったのち 下欄の登園許可書をもらってから登園させてください。用紙のない場合はお子さんの受け入れは 出来ません。また、この期間は、欠席とはみなしません。

	百日咳		・特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な
			抗菌性物質製剤による治療が終わるまで。
	麻疹		-解熱した後、3日を経過するまで
	急性灰白髄炎		-急性期の主要症状が消退するまで
	ウイルス性肝炎		・主要症状が消退するまで
	流行性耳下腺炎		・耳下腺。 顎下腺または舌下腺ののはれが現れた後
	(おたふく)		5日を経過し、かつ全身状態がよくなるまで。
	風疹		・発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)		・すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス	· ()	・主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎		医師において感染のおそれがないお認めるまで。
	流行性角結膜炎、急性出	血性結膜炎	、結核
	その他の伝染病()
☆ 但し、医師が伝染病予防上支障がないと認めたときはこの限りではありません。			
	*インフルエンザ		・・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過 するまで。
登園許可認	▼ 証明書は必要ありませんが、発	症日等医師か	ら確認し、登園届(インフルエンザ回復届)

登園許可証明書

組	
---	--

上記の園児の病気(病名登園を許可します。

の提出の必要あり。(別紙参照)

)は伝染のおそれがなくなりましたので、

 年
 月
 日

 医師名